

消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和 61 年 1 月 30 日付け 61 農蚕第 473 号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第 2 （略） 2 麦角又は菌核のみが混入している穀類等を加工消毒のために陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず「<u>麦角菌核混入穀類等取締り要領</u>」（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の規定によるものとする。 3 （略） 4 土等が付着した規則第 5 条の検疫指定物品を選別又は消毒するために、陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず、検疫指定物品検疫要綱（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 消安第 7162 号消費・安全局長通達）の規定によるものとする。 第 4 植物防疫官は、輸入者又は管理者から第 3 の申請書の提出があった場合、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、これを行わせるものとする。 （1）・（2） （略） （削る） <u>（3）～（8）</u> （略） 別表 1 （第 1 第 2 項関係） 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。	（適用除外） 第 2 （略） 2 麦角又は菌核のみが混入している穀類等を加工消毒のために陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず「<u>麦角菌核混入穀類等取締要領</u>」（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の規定によるものとする。 3 （略） 4 土等が付着した<u>施行規則</u>第 5 条の検疫指定物品を選別又は消毒するために、陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず、検疫指定物品検疫要綱（令和 5 年 3 月 24 日付 4 消安第 7162 号消費・安全局長通達）の規定によるものとする。 第 4 植物防疫官は、輸入者又は管理者から第 3 の申請書の提出があった場合、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、これを行わせるものとする。 （1）・（2） （略） <u>（3）当該植物等に付着している検疫有害動植物が「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達別表 1 に掲げる種類のものでないこと。</u> <u>（4）～（9）</u> （略） 別表 1 （第 1 第 2 項関係） 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。

1 「海上コンテナー詰輸入 <u>植物等</u> 検疫要領」第1第2項に定める密閉形コンテナー。 2・3 (略)	1 「海上コンテナー詰輸入 <u>植物</u> 検疫要領」第1第2項に定める密閉形コンテナー。 2・3 (略)
---	--

附 則

この通知は、令和7年6月24日から施行する。